



NPO 法人 あいかわ工房

神奈川県愛甲郡愛川町角田 1452-1

電話 046-281-1157

FAX 046-281-7142

働く力、ここにあり!!



NPO 法人 あいかわ工房
施設外就労ガイドパンフレット



施設外就労とは？

利用者と職員がユニットを組み、企業様から請負った作業を当該企業様内で行う活動のことです。

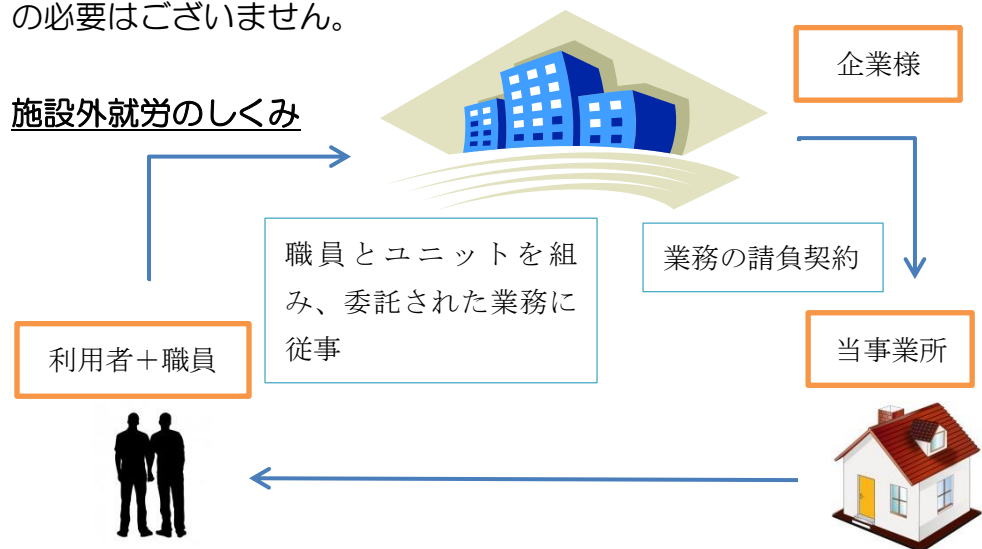
まず、施設外就労をお勧めします

平成25年4月1日より、民間企業の法定雇用率が2.0%になりました。そこで、企業様が障がい者を雇用する前段階として、施設外就労をお勧めいたします。

いざ障がい者を雇用するとなると、受入施設や企業設備の拡充・対応等、様々なことが必要となってまいります。施設外就労に出向く際には、企業様の設備にあわせてこちらで人員を精査し、与えていただきました作業をさせていただきます。作業上の問題や人的な問題に關しましては、職員が対応いたします。

施設外就労は雇用ではありません。企業様の設備をお借りし、作業を請負わせていただく形となります。そのため、社会保険等への加入の必要はございません。

施設外就労のしくみ



施設外就労におけるメリット

1. 社内での品質管理が可能

企業様の設備内で作業をさせていただきますので、常に作業状況を確認できます。また品質につきましても、職員が責任を持って管理します。



2. 人件費などコストの見直しが可能に

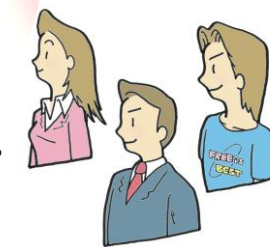
雇用契約ではありませんので、請負代金をお支払いいただくのみで、社会保険等の法定福利費用はかかりません。また付添職員への人件費等は不要です。

3. 配達・回収の手間が省けます

企業様の設備内で作業を行いますので、品物の配達・回収の手間が省けます。

4. 社会貢献

障がい者の雇用促進で社会的要請に貢献できます。



施設外就労は、企業様と障がい者を結ぶ架け橋です

当事業所に通所する方々の多くは、将来の雇用を目指しています。施設外就労を通して企業様で様々な作業をさせていただくことで、将来の雇用への自信、そして希望へとつながります。

障がい者を雇用するにあたり、企業様には不安が多々あるかと思われます。当事業所は施設外就労を通して企業様の不安を解消し、また、企業様と障がい者の架け橋としてサポートさせていただきます。まずは、当事業所にご相談ください。